

広島県告示第五百三十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を平成二十三年五月三十日認可した。

平成二十三年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

帝釈峡漁業協同組合

2 住所

庄原市東城町帝釈宇山四九〇番地の八

二 免許番号

内水共第四十一号

三 変更の内容

帝釈峡漁業協同組合内水共第四十一号第五種共同漁業権遊漁規則を次のように改正する。

帝釈峡漁業協同組合内水共第 41 号

第 5 種 共 同 漁 業 権 遊 漁 規 則

（この規則の趣旨）

第1条 この規則は、帝釈峡漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内水共第 41 号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、つけ針、ヤスによる遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、つけ針、ヤスによる遊漁の場合には、第9条の規定による（申請者が遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者であること）場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動物の保護培養又は組合員、若しくは遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条の規定による（申請者が遊漁の中止を命じられ、又は以後の遊漁を拒絶された者であるこ

と) 場合を除き、同項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第5条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内であればならない。

ア 魚種	イ 期 間
あ ゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日から11月30日まで
う な ぎ	周年とする

2 前項の公示は、中国新聞に掲載してするものとする。

(漁場の制限)

第3条の2 釣り大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。

ただし、この場合には、公示するものとする。

(禁止区域)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域内においては、イ欄の漁法による遊漁は、ウ欄に掲げる期間中してはならない。

ア 区 域	イ 漁 法	ウ 期 間
猿鳴橋から紅葉橋までの間。 汁谷橋から中郷いでの間。	すべての漁法	6月1日から8月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校児童のときは無料、中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、同表に掲げる額に500円を加算した額とする。

魚 種	漁具、漁法	統数又は規模	区 域	遊 漁 料	
あ ゆ う な ぎ	手釣, 竿釣, つけ針, ヤス	1人1統	全区域。 ただし, 第4条は 別とす る。	1日2,000円	1年6,000円
				1人2統(1統が 35m以内)	1日2,000円
	目刺網	1人1網			

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又はより低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、手釣, 竿釣, つけ針, ヤスによる遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

住 所

納付場所

TEL

1 庄原市東城町帝釈宇山

帝釈峡漁業協同組合

(08477) 6-0028

2 その他組合の指定する場所

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示があった場合には、これに従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。

この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は知事の認可があった日から施行する。

(別記様式第1号及び第2号省略)